

# 東北町議会だより

第70号

発行 青森県東北町議会  
編集 議会広報特別委員会  
電話 0176-56-3111  
内線 310  
住所 東北町上北南四丁目  
32-484



令和4年10月6日 本会議終了直後の議場  
第2回臨時会（改選後の初議会）

## 主な内容

- ◆決算審査特別委員会 ..... 4～5P
- ◆9月定例会で審議された議案等 ..... 6P
- ◆一般質問 ..... 7～17P
- ◆各委員会の活動 ..... 18P
- ◆委員会報告 ..... 19～27P



議長就任あいさつ

東北町議会議長

岡山 粕 男

町民の皆様におかれましては、町政並びに町議会に対し、ご支援ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。この度の町議会議員選挙の結果を受けて、10月6日の臨時会におきまして、議員の皆様から東北町議会、第7代の議長にご推挙を賜り、心から感謝を申し上げます。私自身、限りなく光栄に存じますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。

議長として公正で円滑な議会運営、町民から信頼される議会をめざして、誠心誠意努力いたす覚悟でございます。

さて、本町を取り巻く諸状況は、2年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症

拡大による経済への影響や、ロシアによるウクライナ侵攻など世界情勢の変化による影響、更には少子高齢化、人口減少問題など多くの課題があり、それらの解決に向けて町議会に寄せる町民の皆様の期待は大きいと思っております。議会は、常に公正・公平で効率的な行政が行われるようチエックする機関であると同時に、活発な議論と行動力のある町議会として、町民の皆様の期待に応えていく必要があると考えております。

また、今後、厳しくなるであろう財政状況ではございますが、活力と魅力にあふれ、安全で住みやすいまちづくりを進めていくことが町民の皆様の一致した願いであるとの認識に立ち、その負託に応えるべく、皆様とともに頑張ってまいりたい所存でございます。今後とも、町民の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

東北町議会議員の紹介

(任期 2022年10月1日～2026年9月30日)



蛸名 竜也



坂本 直大



大崎 昭子



斗賀 高太郎



副議長  
和田 勇人



米倉 俊男



市川 俊光



瀬川 武春



沼山 英隆



沼山 浩幸



蛸沢 正紀



笹倉 健



甲地 昇



蛸澤 正雄



田嶋 悟

# 東北町議会各種委員会所属議員名簿

令和4年10月6日現在

議長 岡山 粕 男  
副議長 和田 勇 人

(R 4.10. 6選挙)  
(R 4.10. 6選挙)

◎総務企画常任委員会  
(定数6人) (R 4.10. 6～)

委員長	沼 山 浩 幸		
副委員長	蛭 名 竜 也		
委 員	瀬 川 武 春	岡 山 粕 男	
	甲 地 昇	蛭 沢 正 紀	

◎原子燃料サイクル対策等特別委員会  
(R 4.10. 6～)

委員長	蛭 名 竜 也		
副委員長	市 川 俊 光		
委 員	斗 賀 高太郎	沼 山 英 隆	
	瀬 川 武 春		

◎産業建設常任委員会  
(定数5人) (R 4.10. 6～)

委員長	坂 本 直 大		
副委員長	米 倉 俊 男		
委 員	斗 賀 高太郎	沼 山 英 隆	
	笹 倉 健		

◎基地対策特別委員会  
(R 4.10. 6～)

委員長	甲 地 昇		
副委員長	蛭 澤 正 雄		
委 員	沼 山 浩 幸	田 嶋 悟	
	米 倉 俊 男		

◎教育民生常任委員会  
(定数5人) (R 4.10. 6～)

委員長	田 嶋 悟		
副委員長	大 崎 昭 子		
委 員	和 田 勇 人	市 川 俊 光	
	蛭 澤 正 雄		

◎小川原湖環境保全対策特別委員会  
(R 4.10. 6～)

委員長	蛭 沢 正 紀		
副委員長	坂 本 直 大		
委 員	大 崎 昭 子	和 田 勇 人	
	笹 倉 健		

◎議会運営委員会  
(定数7人) (R 4.10. 6～)

委員長	笹 倉 健		
副委員長	蛭 沢 正 紀		
委 員	坂 本 直 大	沼 山 浩 幸	
	沼 山 英 隆	田 嶋 悟	
	甲 地 昇		

◎議会広報特別委員会  
(R 4.10. 6～)

委員長	和 田 勇 人		
副委員長	大 崎 昭 子		
委 員	沼 山 浩 幸	坂 本 直 大	
	田 嶋 悟	斗 賀 高太郎	

◎中部上北広域事業組合議会議員  
(R 4.10. 6～)

定数4人	沼 山 浩 幸	瀬 川 武 春	
	笹 倉 健	蛭 沢 正 紀	

◎上北地方教育・福祉事務組合議会議員  
(R 4.10. 6～)

定数1人	大 崎 昭 子		
------	---------	--	--

◎監査委員 (R 4.10. 6～)

定数1人	瀬 川 武 春		
------	---------	--	--

# 健全化判断比率は基準値内



決算審査特別委員会  
副委員長 坂本直大



決算審査特別委員会  
委員長 田嶋悟

## 令和3年度歳入歳出決算額

(単位：円)

会計別	歳入決算額	歳出決算額	差引額
一般会計	13,198,339,202	12,688,894,691	509,444,511
国民健康保険事業特別会計	2,141,444,610	2,104,159,957	37,284,653
後期高齢者医療特別会計	211,777,387	207,317,096	4,460,291
介護保険特別会計	2,834,279,339	2,742,006,560	92,272,779
介護サービス事業特別会計	24,794,232	23,421,438	1,372,794
農業集落排水事業特別会計	100,230,007	99,478,867	751,140
公共下水道事業特別会計	652,899,521	644,776,280	8,123,241
上水道事業会計	482,988,152	437,273,036	45,715,116

## 健全化判断比率

(単位：%)

区分	令和3年度東北町の比率	国の示す早期健全化基準
①実質赤字比率	-	14.00
②連結実質赤字比率	-	19.00
③実質公債費比率	11.5	25.00
④将来負担比率	90.5	350.00

※①～④のうち1つでも国の示す早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の策定等が義務付けられる。

①実質赤字比率と、②連結実質赤字比率は黒字のため「-」で表示している。

## 資金不足比率

(単位：%)

区分	令和3年度東北町の比率	国の示す経営健全化基準
上水道事業会計、 農業集落排水事業特別会計、 公共下水道事業特別会計	-	20.0

※資金不足比率は、資金不足額が生じていないことから「-」と表示している。

## ◎9月定例会

9月定例会は、9月1日招集され8日までの8日間で開催されました。9月1日に決算審査特別委員会を設置(委員長 田嶋悟議員、副委員長 坂本直大議員)し、9月7日に各会計8件が慎重に審議されました。9月8日の本会議(議案審議)においてその内容が報告され、原案どおりいずれも認定されました。本会議では3議員が一般質問に立ち、活発な議論が交わされました。

# 令和3年度各会計決算8件を認定

基金現在高の状況（運用基金は現金分）

（単位：千円）

	前年度末現在高	決算年度末現在高	増 減
	R 2 年度	R 3 年度	
ふるさと創生人材育成基金	15,226	15,229	3
ふるさと水と土保全対策基金	1,010	1,010	0
財政調整基金	1,436,815	1,491,960	55,145
減債基金	207,979	484,983	277,004
公共施設等整備基金	164,213	514,216	350,003
スポーツ振興基金	682	682	0
下水道事業債償還基金	41,860	43,879	2,019
交通遺児基金	111	111	0
学校林売払基金	803	803	0
合併振興基金	467,673	388,746	△ 78,927
妊婦健康診査事業基金	9,069	5,675	△ 3,394
幼児医療費助成事業基金	5,509	1,310	△ 4,199
小学生医療費助成事業基金	19,114	1,619	△ 17,495
消防施設整備基金	4,140	6,190	2,050
ふるさと再生基金	51,909	59,895	7,986
学校教育支援員設置事業基金	18,551	26,555	8,004
国民健康保険財政調整基金	44,203	82,075	37,872
介護保険給付費準備基金	118,195	189,548	71,353
土地開発基金	245,307	245,308	1
奨学基金	230,014	230,366	352
高額療養費貸付基金	5,000	5,000	0
肉用繁殖牛特別導入事業基金	8,448	8,448	0
農業集落排水事業債償還基金	2,777	2,778	1
任意インフルエンザ予防接種助成事業基金	26,058	25,815	△ 243
がん検診事業基金	87,424	69,500	△ 17,924
学校給食費交付金給付事業基金	82,676	77,694	△ 4,982
森林環境整備基金	18,739	33,759	15,020
電源立地地域対策交付金事業基金	-	5,484	5,484
過疎地域持続的発展特別事業基金	-	32,500	32,500

地方債現在高の状況

（単位：千円）

	前年度末現在高	決算年度末現在高	増 減
	R 2 年度	R 3 年度	
一般会計	12,134,021	11,617,820	△ 516,201
農業集落排水事業特別会計	543,105	496,697	△ 46,408
公共下水道事業特別会計	4,354,242	4,256,446	△ 97,796

## 決算審査報告要旨

東北町代表監査委員  
洞内 清

令和3年度一般会計、各特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算書並びに付属書類を審査した結果、各決算とも法令の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、適正であると認められた。

基金の運用状況については、調書に基づき関係帳簿等を照合した結果、計数は正確であり、運用状況についても適正に処理されているものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率については、その算出過程に誤りはなかった。算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。



# 9月定例会で審議された議案等

◎令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
 特別会計歳入歳出決算の認定  
 全会一致で認定

◎令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算  
 ・予算の総額に16万5千円を追加し、総額を21億4,175万5千円とするものです。  
 全会一致で可決

し、同額を繰越金に追加するものです。  
 全会一致で可決

◎令和3年度東北町健全化判断比率  
 報告済  
 認定  
 全会一致で認定

◎令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
 認定  
 全会一致で認定

◎令和3年度上水道事業会計決算の認定  
 全会一致で認定

◎令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算  
 ・予算の総額に4,675万2千円を追加し、総額を1億5,299万1千円とするものです。  
 全会一致で可決

◎令和4年度農業集落排水事業特別会計補正予算  
 ・予算の総額に4,675万2千円を追加し、総額を1億5,299万1千円とするものです。  
 全会一致で可決

◎令和3年度東北町資金不足比率  
 報告済  
 認定  
 全会一致で認定

◎令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
 認定  
 全会一致で認定

◎専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
 (令和4年度一般会計補正予算)  
 ・予算の総額に4,224万2千円を追加し、総額を1億4,946万7千円とするものです。  
 全会一致で承認

◎令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算  
 ・予算の総額に4,45万9千円を追加し、総額を2億1,413万8千円とするものです。  
 全会一致で可決

◎令和4年度公共下水道事業特別会計補正予算  
 ・予算の総額に4,69万円の追加し、総額を6億9,364万3千円とするものです。  
 全会一致で可決

◎令和3年度株式会社おがわら湖事業報告及び決算報告  
 報告済  
 認定  
 全会一致で認定

◎令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
 認定  
 全会一致で認定

◎令和4年度一般会計補正予算  
 ・予算の総額に7億1,940万2千円を追加し、総額を121億4,886万9千円とするものです。  
 全会一致で可決

◎令和4年度介護サービス事業特別会計補正予算  
 ・歳入予算の一般会計繰入金から137万1千円を減額  
 全会一致で可決

◎令和3年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告  
 報告済  
 認定  
 全会一致で認定

◎令和3年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定  
 認定  
 全会一致で認定

◎令和4年度一般会計補正予算  
 ・予算の総額に5,556万1千円を追加し、総額を29億3,853万9千円とするものです。  
 全会一致で可決

◎東北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
 ・地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。  
 全会一致で可決

◎令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定  
 認定  
 全会一致で認定

◎令和3年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定  
 認定  
 全会一致で認定

◎令和4年度介護サービス事業特別会計補正予算  
 ・歳入予算の一般会計繰入金から137万1千円を減額  
 全会一致で可決

◎令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定  
 認定  
 全会一致で認定

◎令和3年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定  
 認定  
 全会一致で認定

◎令和4年度一般会計補正予算  
 ・歳入予算の一般会計繰入金から137万1千円を減額  
 全会一致で可決

# 一般質問

## 町政を問う



蛸澤正雄 議員

質問一  
地方公共団体事務の委託について

①郵便局で取扱可能な地方公共団体事務の委託を実施することができるとはなっていますが、わが町はどうなっているのか伺います。

質問二  
分庁舎利用利便性改善について

①6月の一般質問で、コミュニティセンター未利用が不便解消に時間が必要と回答していたが、いつまでに解消できるのか伺います。

質問三  
東北町内共通プレミアム付商品券について

①プレミアム付商品券の換金に商工会以外の事業者は、換金に5パーセントを徴収されるようだが、商工会との委託状況はどうなっているのか伺います。

質問四  
物価高対策について

①東北町の農業、酪農、畜産、運送業、製造業等の物価高対策計画があるのか伺います。

・それでは、一般質問させていただきます。

1点目は、地方公共団体事務委託についてということですが、日本郵便株式会社地方創生推進部が2021年12月に地方公共団体事務の抱える課題で人口減少、少子高齢化、過疎化等が進展する中、住民サービスの維持向上と行政コストの削減、双方の解決を考

えていかなければならないという声を聞いて、地方公共団体事務の受託範囲が拡大されている。その事務は、戸籍謄本等、住民票等、転入転出届等の受付、マイナンバー等、印鑑登録証明書等の取扱が可能となったようですが、我が町は委託しているのか伺います。

2点目は、分庁舎利用利便性改善について、玄関に消毒したスリッパ、靴履きかえの

ための椅子等の改善を図ったようですが、6月の一般質問でコミュニティセンター未利用の不便解消に時間が必要と回答していたが、いつまでに解消できるのか伺います。

3点目は、東北町内共通プレミアム商品券について、東北町内共通プレミアム商品券の換金に上北、東北町商工会の会員は無料、加入していない事業者は小規模5%、大型店は2%、手数料を徴収されているようですが、東北町と上北商工会との委託状況はどうなっているのか伺います。

4点目は、物価高対策について、毎日原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業を国は表明している。町は、産業支援の中の農業、畜産、酪農、運送業、製造業等に物価高対策計画はあるのか。この4点を伺います。

答弁

町長

質問一  
実施している市町村につきましては、地理的に市役所あるいは町役場と距離が離れている地区の郵便局と委託契約し、実施しているようですが、幸いにも当町は郵便局と町役場が距離的にそれほど離れていないこと、また無料の町民バスも町内全域へ運行していることなどから、現在当町では郵便局への事務の委託は行っておりませんので、ご理解を願います。

質問二  
分庁舎の機能移転をしまして、約6か月がたとうとしております。職員も町民の皆様方から様々なご意見をいただきながら、どのようにしたらこの施設を町民の皆様方に使いやすい場所、居心地がよく、安心して利用できる場所として提供でき

るかと考えています。

るか、あらゆる部分について現在も試行錯誤しながら、不便解消に取り組んでいるところであります。分庁舎機能移転後、現在に至るまで町民の声やご意見箱など、いろいろと町民の皆様から意見などを求めているところですが、そういった声が届いてこないのが現状です。このことから、機能を移転し半年が経過する9月以降、再度アンケート調査を実施したいと考えておりますし、また町民の皆様が不便を感じているようであれば、ぜひその声をご意見箱などにより投書していただければと思っております。いづれにいたしましても、今後さらに広く町民の皆様方の声を聞きながら、このことについて検討してまいりたいと考えております。

質問三

・新型コロナウイルス感染症拡大によって地域経済が大きなダメージを受け

ていることから、経済対策事業として2年前から40%のプレミアム付商品券発行事業を展開し、さらには町民の皆様や議員の皆様方のご意見、要望を考慮し、利用地域や購入対象者の拡大、販売方法など、毎回東北、上北、両商工会と協議を重ねた上で、改善できることは改善し、事業を行ってきたところであります。また、町内共通プレミアム付商品券発行事業については、両商工会より補助金申請を受け、事業補助金を交付して行っておりますので、委託事業ではないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

質問四

・農業、酪農、畜産業に関しては、肥料、飼料価格等の高騰が大きな問題となっており、肥料に関する先日農林水産省より肥料価格高騰分の一部を補填する新たな対策が発表されました。こ

の対策は、土壌診断や堆肥、緑肥の活用など、化学肥料の低減に向けた取組が要件となっております。町としては、これを受けて早速8月18日に緑肥に関する講習会を開催しましたが、今後も既に措置している補助事業等も活用しながら、一人でも多くの農業者がこの対策を活用できるよう後押ししてまいります。

飼料に関しては、従前より農林水産省の配合飼料価格安定制度や、各畜種ごとの経営安定対策が整備されており、現在政府与党部会において今後の対応について議論されていると承知しております。こうした国の動きをよく注視しつつ地域の実情もよく踏まえながら、検討を重ねてまいります。と考えております。

運送業につきましては、8月8日受付の青森県トラック協会十三地区より新型コロナウイルス感染症拡大及び原油価

格高騰の影響により存亡の危機にあるトラック運送業者への経営安定化に資する要望が届いておりますので、隣接市町村の動向に注視をしながら、暮らしと経済のラインとしての機能を果たせるように対策を考えていきたいと考えております。

製造業については、佃煮製造業者と伺っておりますが、佃煮製造業者は主に卸売業務が多くを占めておりますので、価格設定が自社でできることを鑑み、現在のところでは支援対策の考えはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

・一般質問通告のありました質問事項1の地方公共団体事務の委託についてお答えをいたします。質問要旨の郵便局で取扱い可能な地方公共団体の事務の委託を実施することができるようになっているが、我が町はどうなっているかについてありますが、地方公共団体の特定の事務の郵

便局における取扱いに関する法律により、特定の事務を地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができるということとなっております。この郵便局で取り扱うことができることができれば、先ほど姥澤議員からもお話があったように、戸籍に関する証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書及び納税証明書の交付などがございます。青森県内では、5市町村が実施しておりますが、上三地区では十和田市で実施しており、旧十和田湖町の休屋地区にある郵便局と委託契約を締結し、実施していると伺っております。実施している市町村につきましては、地理的に市役所あるいは町役場と距離が離れている地区の郵便局と委託契約し、実施しているようですが、幸いにも町は郵便局と町役場が距離的にそれほど離れていないことと、また無料の町民バスも町内全域へ運行していることなどから、現在当町では郵便局への事務の委託は行っておりませんので、ご理解を願いま



す。

次に、質問事項2の分庁舎  
利用利便性改善についてお答  
えをいたします。質問要旨の  
6月の一般質問でコミュニ  
ティセンター未来館利用が不  
便解消に時間が必要と回答し  
ていたが、いつまでに解消で  
きるかについてであります  
が、分庁舎の機能移転に伴  
い、令和4年3月22日からコ  
ミュニティセンターにおいて  
新しい配置での業務を開始し  
てから約6か月がたとうとし  
ております。職員も町民の皆  
様方から様々なご意見をいた  
だきながら、どのようにした  
らこの施設を町民の皆様方に  
使いやすい場所、居心地がよ  
く、安心して利用できる場所  
として提供できるか、例えば  
窓口業務での丁寧なサービ  
スや、お客様の履いたスリッパ  
の消毒など、あらゆる部分に  
ついて現在も試行錯誤しなが  
ら、不便解消に取り組んでい  
るところであります。

さて、前回の6月定例会に  
おきまして、蛭澤議員からコ  
ミュニティセンター利用状況  
で不便を感じていると聞いて  
いるが、いかがでしょうかと

いう趣旨の内容のご質問をい  
ただきました。その際、私か  
らは、今後さらに広く町民の  
皆様の声を聞きながら、この  
ことについて検討していきたい  
です。また、そういった声がよ  
り大きくなり、不便をされる  
方々が大変多いとするなら  
ば、改善していかなくてはな  
らないと思っているが、まだ  
始まったばかりのため、時間  
をかけてゆっくり様子を見て  
いく必要があるという旨、答  
弁をさせていただきました。こ  
ろでございます。今回の質問要  
旨の中にも議員がおっしゃる  
不便解消という一文がありま  
したが、前回同様に証明書を  
取りに来たお客様が靴を脱が  
なくてもコミュニティセン  
ターに入れるよう配慮してほ  
しいということだと思ってお  
ります。

さて、コミュニティセン  
ター利用における防衛省との  
協議につきましては、令和3  
年11月に一時転用の使用許可  
の承認を受けているところで  
ございます。内容といたしま  
しては、東北町コミュニティ  
共用施設及び東北町中央公民  
館を一時的に転用し、庁舎の

事務室として使用することで  
承認をいただいております。  
ただし、承認事項と異なる事  
項を行う場合は、改めて当局  
と協議の上、承認を得ること  
と承認条件を付されていたこ  
とから、許可条件の詳細につ  
いて令和4年6月に再度問合  
せをしたところ、建物の区割  
り等を変えるもの以外につ  
いては、令和3年11月の承認事  
項に含まれるとの回答を得た  
ところでございます。議員に  
は、6月議会の答弁において  
も述べさせていただきました  
が、コミュニティセンターは  
災害時の指定緊急避難場所の  
ほか、現在も新型コロナウイルス  
感染症予防に係るワクチ  
ン接種会場にもなっているな  
ど、衛生面においての管理も  
特に大切な施設だと考えてお  
ります。また、コミュニティ  
施設として多方面からの利  
用、町や教育委員会の各種行  
事など、広く利用されている  
ところでもあります。そう  
いった中で、分庁舎機能移転  
後、現在に至るまで町民の声  
やご意見箱など、いろいろと  
町民の皆様から意見などを求  
めているところですが、そう

いった声が届いてこないのが  
現状です。このことから、機  
能を移転し半年が経過する9  
月以降、再度アンケート調査  
を実施したいと考えておりま  
すし、また町民の皆様が不便  
を感じているようであれば、  
ぜひその声をご意見箱など  
より投書していただければと  
思っております。いずれにい  
たしましても、今後さらに広  
く町民の皆様方の声を聞きな  
がら、このことについて検討  
してまいりたいと考えており  
ますので、ご理解を賜りたい  
と存じます。

次に、質問事項3の東北町  
内共通プレミアム付商品券に  
ついてお答えをいたします。  
質問要旨のプレミアム付商品  
券の換金に、商工会会員以外  
の事業者は換金に5%を徴収  
されるようだが、商工会との  
委託状況はどうなっているの  
かについてであります。新  
型コロナウイルス感染症拡大  
によって地域経済が大きなダ  
メージを受けていることか  
ら、経済対策事業として2年  
前から40%のプレミアム付商  
品券発行事業を展開し、さら  
には町民の皆様や議員の皆

様方のご意見、要望を考慮  
し、利用地域や購入対象者の  
拡大、販売方法など、毎回東  
北、上北、両商工会と協議を  
重ねた上で、改善できること  
は改善し、事業を行ってきた  
ところでもあります。また、町  
内共通プレミアム付商品券発  
行事業については、両商工会  
より補助金申請を受け、事業  
補助金を交付して行っており  
ますので、委託事業ではない  
ものと認識しておりますの  
で、ご理解を賜りたいと存じ  
ます。

次に、質問事項4の物価高  
対策についてお答えいたしま  
す。質問要旨の東北町の農  
業、酪農、畜産、運送業、製  
造業等の物価高対策計画があ  
るかについてであります。昨  
今の物価高騰はあらゆる産  
業や住民生活に大きな影響  
を与えていることから、国、  
県、市町村の各段階において  
様々な対策が講じられており  
本町でもこれまで地域の実情  
を踏まえながら、独自に各種  
事業を展開してまいりまし  
た。現在においても国、県、  
市町村の各行政機関がさらな  
る対策を検討する中におい

て、住民に最も身近な我々市町村は国や県の支援対策から外れてしまう人がいないかをよく見極め、支援を必要としている人が確実に救われるよう現場の実態に即した対策を講じることが重要と考えております。例えば議員ご指摘の農業、酪農、畜産業に関しては、肥料、飼料価格等の高騰が大きな問題となっておりますが、肥料に関しては先日農林水産省より肥料価格高騰分の一部を補填する新たな対策が発表されました。この対策は、土壌診断や堆肥、緑肥の活用など、化学肥料の低減に向けた取組が要件となっております。町としては、これを受けて早速8月18日に緑肥に関する講習会を開催しましたが、今後も既に措置している補助事業等も活用しながら、一人でも多くの農業者がこの対策を活用できるよう後押ししてまいります。また、飼料に関しては、従前より農林水産省の配合飼料価格安定制度や、各畜種ごとの経営安定対策が整備されており、現在政府与党部会において今後の対応について議論されて

いると承知しております。こうした国の動きをよく注視しつつ地域の実情もよく踏まえながら、検討を重ねてまいりたいと考えております。さらに、運送業につきましては、8月8日受付の青森県トラック協会十三地区より新型コロナウイルス感染症拡大及び原油価格高騰の影響により存亡の危機にあるトラック運送業者への経営安定化に資する要望書が届いておりますので、隣接市町村の動向に注視をしながら、暮らしと経済のライフラインとしての機能を果たせるよう対策を考えていきたいと考えております。

なお、蛭澤議員が質問しておられます製造業については、佃煮製造業者と伺っておりますが、佃煮製造業者は主に卸売業務が多くを占めておりますので、価格設定が自社とことでは支援対策の考えはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。



大崎 昭子 議員

質問  
東北町テレビについて

- ①世間ではテレビ番組やCMに字幕を付ける取り組みをすすめていますが、我が町でも字幕を付ける取り組みをすすめる考えがあるのか、お聞かせ下さい。
- ②各課のお知らせに音声案内を付ける考えがあるのか、お聞かせ下さい。
- ③民放ニュース等では視聴者提供の映像を多く見ますが、我が町でも町民からの提供映像を利用又は募集する考えがあるのか、お聞かせ下さい。
- ④町のSNSや広報と比較すると情報量が少なく更新が遅く感じますが、今後、改善する考え

えがあるのか、お聞かせ下さい。

・我が町には、町の情報を知ることが出来る東北町テレビがあります。東北町テレビは、各課の最新のお知らせ、イベント、お祭りといった地域コミュニティ、歴史、教育、健康をテーマにしたものなど、子供からお年寄りまで楽しめる幅広いジャンルで放送されています。この東北町テレビも新型コロナウイルスによってたくさんイベントやお祭りが中止になり、番組制作に苦労しているのではないのでしょうか。そんな東北町テレビから4つ質問いたします。

1つ目として、コロナ禍でうち時間が増え、テレビの視聴時間が長くなり、番組の在り方が変わってきています。より分かりやすい、見やすい番組にするため、世間ではテレビ番組やCMに字幕をつける取り組みを進めています。我が町でも東北町テレビに字幕をつける取組を進める考えがあるのかお聞かせ下さい。

2つ目として、現在東北町テレビでは、静止画像による各課のお知らせがあります。BGMに乗せて放送していますが、そのお知らせに音声案内をつける考えがあるのかお聞かせ下さい。

3つ目として、最近のニュース番組では事件、事故、各地の話題に個人のスマートフォンで撮影した視聴者提供動画を多く見ます。つまりは、視聴者参加型になってきており、制作会社が取材したのだけではなく、より最新のリアルタイムな話題提供が求められていると考えられます。我が町でも今後東北町テレビに町民からの提供映像を利用または募集する考えがあるのかお聞かせ下さい。

4つ目として、東北町テレビは、町のSNSや広報と比較すると情報量が少なく、更新が遅く感じます。今後、改善する考えがあるのかお聞かせ下さい。以上4点、よろしくお願いたします。

お聞かせ下さい。

答弁  
町長

質問一①

・現在の番組において一部の番組では字幕をつけて放送している状況でございます。今後も引き続き字幕をつけるなど、視聴しやすい番組制作に努めてまいりたいと思っております。

質問一②

・現在は各課からのお知らせについては音声案内をしておりますが、今後は各課からのお知らせ内容をしっかりと伝えることができるよう音声案内を実施していきたいと考えております。

質問一③

・現在は町民からの映像提供を行っておりません。町民からの映像をそのまま放映することに問題がないかなど、確認の上、検討してまいりたいと思っております。

質問一④

・ホームページや広報紙な

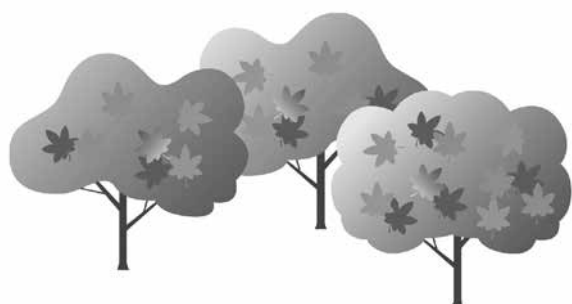
どの写真でお伝えできないことを動画にて情報発信するため、多少時間を要しておりますので、情報量、更新頻度が少ない状況でございます。今後は、できるだけ情報量更新の頻度を高める取組を進めていきたいと考えております。東北町テレビの放送については、町民の皆様により一層視聴しやすい番組制作に努め、町の魅力や多彩な動画配信をしてまいりたいと考えております。

・一般質問通告のありました質問事項1の東北町テレビについてお答えいたします。まず、東北町テレビの概要については、平成21年度東北町地域情報通信基盤整備事業により光ファイバーケーブルを町内各家庭に配信し、平成23年デジタル共同受信として供用を開始いたしました。デジタル共同受信の放送には、地上デジタル放送、BS放送、東北町テレビが視聴できます。特に東北町テレビは、自主放送番組を放映し、動画により

放送する番組です。主に「議会放送」、「町長からのお知らせ」、「東北町テレビで英語を学ぼう」、「東北町桜映像」、「まるごと東北クッキング」など、様々な題材、内容のものもを放送しております。最近では、東北町PR動画配信を開始し、ユーチューブの町公式チャンネルで町内飲食店のグルメ番組PR動画、「真子のまんぶく東北」の配信を新しく始めたところでございます。

質問要旨の1点目、世間では、テレビ番組やCMに字幕をつける取組を進めています。我が町でも字幕をつける取組を進める考えがあるのかについてですが、現在の番組においては一部の番組では字幕をつけて放送している状況でございます。今後も引き続き字幕をつけるなど、視聴しやすい番組制作に努めてまいりたいと思っております。

続いて、3点目の民法ニュース等では、視聴者提供の映像を多く見ますが、我が町でも町民からの提供映像を利用または募集する考えはあるのかについてでございます。現在は町民からの映像提供を行っておりません。町民からの映像をそのまま放映することに問題がないかなど、確認の上、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。



続いて、4点目の町のSNSや広報と比較すると、情報量が少なく、更新が遅く感じますが、今後改善する考えがあるのかについてでございます。ホームページや広報紙などの写真でお伝えできないことを動画にて情報発信するため、多少時間を要しておりますので、情報量、更新頻度が少ない状況でございます。今後は、できるだけ情報量更新の頻度を高める取組を進めていきたいと考えております。東北町テレビの放送については、町民の皆様により一層視聴しやすい番組制作に努め、町の魅力や多彩な動画配信をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。



市川俊光 議員

質問一  
小川原通跨線橋の通行止めにかかわる問題について

①小川原通跨線橋の架け替えについて進捗状況を問う。  
②小川原通跨線橋の通行止めにかかわって防災対応を問う。  
③迂回路の案内について、改善を行う考えはないか。

質問二  
水害対策について

①町内に、大雨によって冠水する地域があるが、気候危機が進むなか被害を防ぐ対策が必要と考える。町の取り組みを問う。

質問三  
町営住宅の住環境の改善について

①温暖化が進むなか、熱中症対策として適切なエアコンの利用が呼びかけられている。町営住宅にエアコンを設置する考えはないか。

質問四  
物価高騰対策、家計支援策について

①物価高騰により町民の家計が圧迫されている。町としての家計支援策を問う。  
②全国の自治体の中でも、わが町の介護保険料、国民健康保険税は住民負担が大きいとされる。負担軽減をすすめる考えはあるか。  
③灯油購入への助成について、今年の冬は対象を広げて実施する考えはないか。

質問五  
交通網の改善について

①町外の高校や医療機関への通学・通院について、交通機関の脆弱さや住民負担の大きさがわが町の住みづらさになってきている。改善への取り組みを問う。

・最初に、小川原通跨線橋の通行止めにかかわる問題について質問をいたします。

小川原通跨線橋が使用中となり、線路を挟んだ両側からの通行ができなくなっています。小川原集落の住民からは、「橋の向こう側との行き来が少なくなって活気がなくなつた」とか、「墓参りに行くのが大変」という、橋を通れない不便さを嘆く声が聞こえています。小川原通跨線橋の通行止めに関わる問題について、3点質問をいたします。

1点目、今年度、町は小川原通跨線橋を架け替えるための詳細設計に取り組んでいる

と認識していますが、現在跨線橋架け替えのための事業はどのように進んでいますか。事業の進捗状況についてお聞かせください。

2点目、小川原通跨線橋通行止めに伴って、住民は様々な不便や負担を日々甘受せざるを得ない状況にあります。通行止めの間に発生する災害について、町はどのような対処方針を持っていますか。跨線橋通行止めに関わる防災対応の方針についてお答えください。

3点目、小川原通跨線橋の通行止めに伴って、町は迂回路の案内板を設置しています。道に迷う車が継続する状況が続いています。迂回路の案内表示について改善が必要であると考えますが、改善するお考えがあるのかお答えください。

次に、水害対策について質問をいたします。年々進む地球温暖化が気候変動を引起し、各地で大災害が起こっています。県内でも今年8月の大雨で鱒ヶ沢町で川が氾濫して、100棟以上の住宅が浸水したり、弘前市のリングゴ園が水没したことが報じられ、我が町でも甚大な大雨被害が起こり得る危険を身近に感じています。我が町の水害対策について、1点お尋ねします。我が町の町内には、これまで大雨によって道路や耕作地が冠水する地域が幾つか存在します。気候危機が進む中、これまでにない大きな被害に見舞われる可能性があります。こうした地域に対して、未然に被害を防ぐ対策を講じる必要があると考えますが、町としてどう取り組むのか、お考えをお聞かせください。

3つ目の質問は、町営住宅の住環境の改善についてです。気候の温暖化は、私たちの日々の暮らしそのものにも大きな影響をもたらしています。かつてこの地方では、夏に気温が30度を超える日は珍しいことでしたが、近年では真夏日が何日も続くことが珍しくありません。夏の時期には、適切な暑さ対策が欠かせないものになっています。そこで、町営住宅の住環境の改善について、1点お尋ねします。気候の温暖化が進む中、

夏には熱中症対策として適切にエアコンを使用することが呼びかけられています。我が町の町営住宅にお住みの皆さんからは、町営住宅へのエアコンの設置を望む声が聞こえます。町として町営住宅にエアコンを設置する考えはないのか、お考えをお聞かせください。

4つ目の質問は、物価高騰対策、家計支援策についてです。

今年に入り、値上げの春、値上げの夏、値上げの秋と言われ続け、物価の上昇はとどまるところを知りません。値上げ品目は、2万品目を超え、値上げによる家計支出の増は、1世帯当たり月平均約1万5,000円から数万円にも及ぶという調査もあります。町として物価高騰対策、家計支援策について、3点お尋ねします。

1点目、これまで経験のない物価高騰が起こり、家計を厳しく圧迫しています。町として、家計支援策を大胆に実施すべきと考えますが、町はどのような取り組みを行うのか、お考えをお聞かせください。

2点目、介護保険料や国民健康保険税の住民負担額は、各自自治体によって違います。全国の自治体の中でも負担が大きいとされる我が町では、物価高騰はより厳しく、暮らしに打撃を与えていると考えます。今後、保険料、保険税の住民負担軽減に取り組むお考えはありますか。ご見解をお聞かせください。

3点目、燃油代の高騰が続いていますが、冬の足音が近づきつつあります。昨年度は、低所得世帯を対象に灯油購入への助成事業を実施しましたが、物価高騰も進む中、より幅広く対象を広げた支援が必要であると考えます。今年度灯油高騰への助成事業をより多くの町民が対象となるよう、対象者を広げて実施するお考えはありますか。お答えをお聞かせください。

最後の質問は、交通網の改善についてであります。我が町の町民は、いろいろな面で近隣の市や町まで行かないとが暮らしの用を足せないことが少なくありません。公共交通機関の縮小や廃止が進行していますが、交通弱者と言

われる子供やお年寄りにとっても、その家族にとっても、近隣自治体との交通の不便や負担は、この町の住みづらさの一つとなっているのではないのでしょうか。交通網の改善について、1点、町のお考えをお尋ねします。我が町では、高等学校への通学や、町内の医療機関にない診療科への通院のためには、必ず町外へ通わざるを得ません。高校への通学も病院への通院も、町の中で済ませられる自治体にはない負担が我が町の町民には必要とされます。公共交通機関の縮小や廃止が進んでいることが不便さや負担に拍車をかけています。高校への通学や町外の医療機関への通院が我が町の住みづらさにならないよう、改善に取り組むお考えはありますか。ご見解をお聞かせください。以上、よろしくお願いいたします。

答弁

町長

質問一①

小川原通跨線橋架け替えについては、令和4年6月22日付で小川原通跨線橋詳細設計業務委託を契約し、現地確認を行いながら、線路内立入り及び、き電停止手続を行うため実施協議書を作成し、令和4年7月28日に青森県交通政策課へ提出し、令和4年8月22日に青い森鉄道と実施協議を行い、令和4年8月24日から26日の間で線路内へ立入り、測量等の現地調査を行い、現在は測量データの整理を行っている状況です。今後は、設計条件に係る協議を県交通政策課及び青い森鉄道と協議を行いながら、現地調査結果、測量結果を基に、跨線橋及び歩道橋の撤去計画、新しい跨線橋の形状や架設方法等について検討を行う予定をしております。

質問一②  
小川原地区の火災等の防

災対応につきましては、消防署の緊急車両出動時には沼崎本村跨線橋を境に、小川原南地区へは菩提寺方面から進入し、小川原北地区へは跨線橋通り、県道から進入する経路を通り、小川原南、北エリアに分けて対応している状況です。消防団につきましても、直近の分団を除き、同様の進入経路で対応しているところがございます。

火災現場等への出動態勢につきましては、現在の出動態勢を維持してまいりますが、緊急車両等の進入経路など、重点事項は消防署等、消防団関係で情報共有を図り、緊急事態発生時には現場の状況に合わせて消防署並びに消防団が協力し、順次連携を取り合い、対応してまいりたいと考えております。

質問一③

昨年度小川原通跨線橋の通行止めの際に設置した迂回路等の表示看板については、町が行っているパトロールなどで案内看板の不足、文字の劣化や雑草など

により視認性が損なわれて  
いる状況が見受けられま  
す。

町といたしましても現在  
迂回路看板や通行止め看板  
等の設置箇所の選定や表示  
内容等を検討しており、検  
討が終了し次第、案内板等  
の製作及び設置を行ってま  
いりたいと考えておりま  
す。

#### 質問二

当町でも8月2日から3  
日にかけて大浦地区で時間  
雨量26ミリの降水があり、  
旭町の一部と新町の一部、  
そして切左坂地区の道路が  
冠水し、通行止めの措置を  
行ったところであります。  
冠水を引き起こした要因の  
一つとしては、短時間での  
大雨により小川原湖の水位  
が上昇することで流末であ  
る七戸川や花切川、土場川  
などの水位が上昇するこ  
とにより排水機能が損なわ  
れ、冠水したものが主な  
原因と考えております。  
当町といたしましては、  
これまで土地改良区と連携  
しながら、排水対策として

北谷地、南谷地の両排水機  
場のポンプを増設すると  
もに、昨年大きな被害を受  
けた土場川地区の入沼排水  
機場についても更新に向け  
て準備を進めるなど、可能  
な範囲で対応していること  
ろであります。現状河川  
改修及び排水路整備、そし  
てさらなる排水ポンプの増  
設等については膨大な事業  
費を要することから、検討  
はしているものの未実施と  
なっております。

今後町としては、防  
災、減災を進めるため、問  
題の解消に向けて検討して  
まいりたいと思っております。

#### 質問三

エアコン設置につきまし  
ては、入居者個人により町  
へ申請した後に、個人によ  
り設置ということで現在ま  
で運用しているところでござ  
います。近年地球温暖化  
に伴う気温の上昇が問題と  
なっているところではあり  
ますが、設置及び修繕など  
で多大な費用がかかること  
が想定されることから、今  
後も引き続き個人での設置

をお願いしたいと考えてお  
ります。

#### 質問四①

臨時交付金等を活用し、  
子育て対策として子育て世  
帯等臨時特別支援事業、経  
営所得の子育て世帯に対す  
る子育て世帯生活支援特別  
給付金事業、大学生等生活  
支援給付金事業、子ども医  
療費助成事業、経済対策と  
して健康な土づくり推進事  
業、共通プレミアム付商品  
券発行事業、マイナンバー  
カード普及促進事業、高齢  
者対策として高齢者飲食店  
等利用券交付事業、高齢  
者生活支援助成事業の全  
9事業、総事業費2億2,  
878万5,000円の事  
業を推し進めているところ  
でございます。今後におき  
ましても政府は地方創生臨  
時交付金をさらに増額し、  
対策を一層強化することと  
しております。原油価格や  
物価の高騰の影響を受けた  
生活者や事業者の軽減を図  
り、継続して支援をしてま  
いりたいと考えておりま  
す。

#### 質問四②

介護保険料につきまして  
は、第1号保険者の保険  
料の軽減は、給付費等の公  
費負担とは別に、同じく公  
費での低所得者の保険料負  
担の軽減を図っております  
が、介護保険制度内での物  
価高騰対策については、公  
的負担軽減はないものと認  
識しております。

国民健康保険税につい  
ては、現在国保制度の中で  
は、物価高騰対策として国  
保税を軽減する規定はない  
ことから、現状では国保税  
の負担軽減はできないもの  
と認識しておりますので、  
ご理解を願います。なお、  
物価高騰対策といたしまし  
ては、本定例会補正予算案  
を提出しております。65歳  
以上の方々全員に1人当た  
り3,000円を給付する  
高齢者生活支援助成事業  
は、物価高騰対策の一環で  
あり、助成対象の65歳以上  
の方々には皆さん介護保険第  
1号被保険者でもあります  
ので、潤沢な給付金ではご  
ざいませんが、助成対象者  
の基準につきましては東北

町独自で拡充した助成事業  
でございますので、ご理解  
のほどよろしく願います。

#### 質問四③

本年も全国的に灯油をは  
じめ、原油価格の高騰は  
変わらず、国では令和4年  
4月26日に閣議決定したコ  
ロナ禍における原油価格・  
物価高騰等総合緊急対策に  
おいて地方公共団体への財  
政支援を決定し、これを受  
け、県は生活困窮者に対す  
る原油価格・物価高騰対策  
事業費補助金を市町村が行  
う助成事業に対し補助する  
ことを県議会の6月定例  
会で決定いたしましたので  
あります。そこで、当町では、県  
補助金及び国の地方創生臨  
時交付金を活用し、原油価  
格・物価高騰対策事業を実  
施することとし、本定例会  
に一般会計補正予算案を提  
出してあります。助成対象  
者につきましては、65歳以  
上の方々、課税、非課税問  
わず、対象者全員に1人当  
たり3,000円を助成す  
る事業を実施したいと考え  
ております。なお、県の補

助事業は、非課税者を補助対象とし課税者は対象外としておりますが、当町の助成事業につきましては課税者についても対象としており、昨年は75歳以上の世帯員で構成される住民税非課税世帯でしたが、本年は65歳以上の方々全員と助成対象を拡充しております。

質問五

通学方法につきましては、鉄道、路線バスの公共交通機関の利用や、私立高校でのスクールバスでの送迎、自家用車での送り迎え、下宿、アパートなどが考えられます。通院については、町内外の病院には町民バス、病院の送迎サービスや鉄道、路線バスの公共交通機関を利用するなどが考えられます。公共交通機関の鉄道及び路線バスについては、近年運賃はともに変動がありませんが、路線バスの便数が減便するなど、さらには路線の一部の廃止が決定しており、このような状況の中、10月から路線バスの一部路線の廃止に係る

町の対応として、町民バスを代替して試験運行することにより、高校や病院への通学、通院の支援をすることとしております。また、町民バス運行に係るバス停の増設、移設などを行い、町内外の通院等のアクセスにおいて利便性の向上を図っております。今後の公共交通について、東北町が住みやすい公共交通環境となり得るよう検討してまいりたいと考えております。

一般質問通告のありました質問事項1の小川原通跨線橋の通行止めに関わる問題について、お答えをいたします。まず、質問要旨の1点目、小川原通跨線橋の架け替えについて、進捗状況を問うについてであります。小川原通跨線橋架け替えについては、令和4年6月22日付で小川原通跨線橋詳細設計業務委託を契約し、現地確認を行いながら、線路内立入り及び、き電停止手続を行うため実施協議書を作成し、令和4年7月28日に青森県交通政策課へ提出し、令和4年8月22日に青い

森鉄道と実施協議を行い、令和4年8月24日から26日の間で線路内へ立入り、測量等の現地調査を行い、現在は測量データの整理を行っている状況です。今後は、設計条件に係る協議を県交通政策課及び青い森鉄道と協議を行いながら、現地調査結果、測量結果を基に、跨線橋及び歩道橋の撤去計画、新しい跨線橋の形状や架設方法等について検討を行う予定をしておりますので、ご理解願いたいと存じます。

続いて、2点目の小川原通跨線橋の通行止めに関わって防災対応を問うについてであります。小川原通跨線橋の通行止めにつきましては、消防署等、消防団関係者へも周知しているところでございます。小川原地区の火災等の防災対応につきましては、消防署の緊急車両出動時には沼崎本村跨線橋を境に、小川原南地区へは菩提寺方面から進入し、小川原北地区へは跨線橋

直近の分団を除き、同様の進入経路で対応しているところでございます。8月3日夜に発生をいたしました小川原北地区の建物火災の際には、先ほど説明いたしました進入経路により消防署から消防車両等4台が出動、消防団からは小川原地区上北第7分団を含む消防団の消防車両6台が出動し、消火活動に当たり、対応をいたしました。小川原通跨線橋の通行止めにより上北第7分団が小川原北地区へ出動する際には、南平跨線橋等

を通行しなければならぬなど、地元消防団をはじめ、地域住民の皆様には何かとご不便、ご迷惑をおかけしておりますが、現在の状況を踏まえ、何とぞご理解を賜りたいと存じます。火災現場等への出動態勢につきましては、現在の出動態勢を維持してまいります。緊急車両等の進入経路など、重点事項は消防署等、消防団関係で情報共有を図り、緊急事態発生時には現場の状況に合わせて消防署並びに消防団が協力し、順次連携を取り合

えております。また、通行止めとなっている小川原通跨線橋につきましては、早期改善に向けて全力で取り組んでまいりたいと存じますので、何とぞご理解とご協力を賜りたいと存じます。また、今回の小川原北地区の火災により住宅が全焼し、被災されました住民の方には、この場をおかりいたしまして心より謹んでお見舞いを申し上げます。

続いて、3点目の迂回路の案内について改善を行う考えはないかについてであります。が、昨年度小川原通跨線橋の通行止めの際に設置した迂回路等の表示看板については、町が行っているパトロールなどで案内看板の不足、文字の劣化や雑草などにより視認性が損なわれている状況が見受けられます。このことから、通行している皆様にご迷惑をおかけしているところがございます。議員からも先ほどご指摘がございましたが、町といたしましては現在迂回路看板や通行止め看板等の設置箇所の選定や表示内容等を検討しており、検討が終了し次第、案内板等の製作及び設置を

行つてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、質問事項2の水害対策についてお答えをいたします。質問要旨の町内に大雨によつて冠水する地域があるが、気候危機が進む中、被害を防ぐ対策が必要と考えるが、町の取組を問うについてであります。7月中旬より全国で断続的に発生している線状降水帯の影響で全国的に多大な被害が発生しております。改めまして、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。当町でも8月2日から3日にかけて大浦地区で時間雨量26ミリの降水があり、旭町の一部と新町の一部、そして切左坂地区の道路が冠水し、通行止めの措置を行ったところがあります。冠水を引き起こした要因の一つとしては、短時間での大雨により小川原湖の水位が上昇すること、流末である七戸川や花切川、土場川などの水位が上昇することにより排水機能が損なわれ、冠水したものが主な原因と考えております。

当町といたしましては、これまで土地改良区と連携しながら、排水対策として北谷地、南谷地の両排水機場のポンプを増設するとともに、昨年大きな被害を受けた土場川地区の入沼排水機場についても更新に向けて準備を進めるなど、可能な範囲で対応しているところではありますが、現状河川改修及び排水路整備、そしてさらなる排水ポンプの増設等については膨大な事業費を要することから、検討はしているものの未実施となっております。今後も町としては、防災、減災を進めるため、問題の解消に向けて検討してまいりたいと思っております。ご理解を願います。

次に、質問事項3の町営住宅の住環境の改善についてお答えをいたします。質問要旨の温暖化が進む中、熱中症対策として適切なエアコンの利用が呼びかけられている。町営住宅にエアコンを設置する考えはないかについてであります。当町では平成4年から平成18年にかけて建設された町営住宅を上北地区で104世帯、東北地区で77世帯、

合わせて181世帯所有しております。ご質問のありましたエアコン設置につきまして、当初から両地区とも入居者個人により町へ申請した後に、個人により設置ということで現在まで運用しているところでございます。近年地球温暖化に伴う気温の上昇が問題となつていくところではあります。設置及び修繕などで多大な費用がかかることが想定されることから、今後も引き続き個人での設置をお願いしたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、質問事項4の物価高騰対策、家計支援策についてお答えをいたします。質問要旨の1点目、物価高騰により町民の家計が圧迫されている。町としての家計支援策を問うについてであります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウクライナ危機を発端とする原油、原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価高騰などの影響を踏まえ、政府では原油価格・物価高騰等総合緊急対策

が取りまとめられ、地方公共団体がコロナ禍において物価高騰などに直面する生活者や事業者に対して支援が実施できるとして、当面の間、物価高騰対応分が創設されました。

こうした中、当町においては、臨時交付金等を活用し、子育て対策として子育て世帯等臨時特別支援事業、経営所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業、大学生等生活支援給付金事業、子ども医療費助成事業、経済対策として健康な土づくり推進事業、共通プレミアム付商品券発行事業、マイナカード普及促進事業、高齢者対策として高齢者飲食店等利用券交付事業、高齢者生活支援助成事業の全9事業、総事業費2億2,878万5,000円の事業を推進しているところでございます。今後におきましても政府は地方創生臨時交付金をさらに増額し、対策を一層強化することとしております。原油価格や物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の軽減

を図り、継続して支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、2点目の全国の自治体の中でも我が町の介護保険料、国民健康保険税は住民負担が大きいとされる。負担軽減を進める考えはあるかについてでございますが、初めに介護保険料につきましては現在当町の第8期介護保険事業計画での65歳以上の方々、介護保険第1号の被保険者の保険料、基準月額額は全国でも高い設定となっております。ご存じのとおり第1号被保険者の介護保険料の設定は、介護保険標準給付費及び地域支援事業費の見込み総額のうち、第1号被保険者の保険料での負担額を被保険者数及び所得段階割合によつて算出し、設定されております。なお、介護保険制度を運営していく上での財源は、国、県、町での公費負担が50%、被保険者で賄う保険料負担割合が65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳から64歳までの2号被保険者が27%の割合で負担しております。この第1号被保険者の保険料の軽減については、給



付費等の公費負担とは別に、同じく公費での低所得者の保険料負担の軽減を図っておりませんが、介護保険制度内での物価高騰対策については、公的負担軽減はないものと認識しております。

続いて、国民健康保険税についてであります。平成30年度に国民健康保険制度の改正があり、県と市町村が共同で国保事業の運営を行っております。この中で、国保事業の財政運営については県が担

うこととなり、県への給付金制度が始まりました。県への給付金制度につきましては、各市町村の医療費水準及び所得水準により県が算定して、その算定された金額を各市町村が県へ納付することとなっております。その財源は主に国民健康保険税により賄うこととなっております。現在国保制度の中では、物価高騰対策として国保税を軽減する規定はないことから、現状では国保税の負担軽減はできません。ご理解を願います。なお、物価高騰対策といたしましては、本定例会補正予算案

を提出しております。65歳以上の方々全員に1人当たり3,000円を給付する高齢者生活支援助成事業は、物価高騰対策の一環であり、助成対象の65歳以上の方々は皆さん介護保険第1号被保険者でもあります。潤沢な給付金ではございませんが、助成対象者の基準につきましては東北町独自で拡充した助成事業でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続いて、3点目の灯油購入への助成について、今年の冬は対象を広げて実施する考えはないかについてであります。が、昨年は世界的な原油価格の高騰を受け、青森県の灯油店頭価格は11月の時点で103円77銭、1月末では107円50銭と高値で推移しております。そこで、当町では、令和3年11月に閣議決定された国の経済対策において、地方公共団体が行う生活困窮者に対する灯油購入費の助成など、生活者を支援するために、行う原油価格高騰対策として、県の生活困窮者に対する灯油購入費助成事業費補助金

及び国の地方創生臨時交付金を活用し、75歳以上の世帯員で構成される住民税非課税世帯に対し1世帯当たり5,000円の灯油購入費の助成事業を実施いたしました。

さて、今年の冬は、対象を広げて実施する考えはないかについてありますが、本年も全国的に灯油をはじめ、原油価格の高騰は変わらず、国では令和4年4月26日に閣議決定したコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急

対策において地方公共団体への財政支援を決定し、これを受け、県は生活困窮者に対する原油価格・物価高騰対策事業費補助金を市町村が行う助成事業に対し補助することを県議会の6月定例会で決定いたしました。

そこで、当町では、県補助金及び国の地方創生臨時交付金を活用し、原油価格・物価高騰対策事業を実施することとし、本定例会に一般会計補正予算案を提出してあります。助成対象者につきましては、65歳以上の方々、課税、非課税問わず、対象者全員に1人当たり3,000円を助

成する事業を実施したいと考えております。なお、県の補助事業は、非課税者を補助対象とし課税者は対象外としておりますが、当町の助成事業につきましては課税者についても対象としており、昨年は75歳以上の世帯員で構成される住民税非課税世帯でした。が、本年は65歳以上の方々全員と助成対象を拡充しておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、質問事項5の交通網の改善についてお答えをいたします。質問要旨の町外の高校や医療機関への通学、通院について、交通機関の脆弱さや住民負担の大きさが我が町の住みづらさになっている。改善の取組を問うについてあります。高校生の通学については東北町に高等学校が立地していない状況の中、近隣市町村や八戸市、青森市、弘前市、県外など、地域的に多方面に進学している状況でございます。通学方法につきましては、鉄道、路線バスの公共交通機関の利用や、私立高校でのスクールバスでの送迎、自家用車での送り迎え、

下宿、アパートなどが考えられます。通院については、町内外の病院には町民バス、病院の送迎サービスや鉄道、路線バスの公共交通機関を利用するなどが考えられます。公共交通機関の鉄道及び路線バスについては、近年運賃はともに変動がありませんが、路線バスの便数が減便するなど、さらには路線の一部の廃止が決定しており、町民の皆様にはご不便をおかけする状況となります。このような状況の中、10月から路線バスの一部路線の廃止に係る町の対応として、町民バスを代替して試験運行することにより、

高校や病院への通学、通院の支援をすることとしております。また、町民バス運行に係るバス停の増設、移設などを行い、町内外の通院等のアクセスにおいて利便性の向上を図っております。今後の公共交通について、東北町が住みやすい公共交通環境となり得るよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

各委員会の活動(7月~9月)

★総務企画常任委員会

開催日	8月17日	所管事務調査
開催日	8月17日	所管事務調査
事	件	内容
		(1)総務課 ①東北町表彰規則の改正について ②消防団員の処遇改善について ・補正予算の概要説明
		(2)税務課 ①令和3年度町税等の収入状況について ・補正予算の概要説明
		(3)東北支所 ・補正予算の概要説明
		(4)選挙管理委員会 ・補正予算の概要説明
		(5)財政課 ・補正予算の概要説明
		(6)企画課 ・補正予算の概要説明

★産業建設常任委員会

開催日	8月18日	所管事務調査
開催日	8月18日	所管事務調査
事	件	内容
		(1)農林水産課 ①生産資材高騰対策について ・補正予算の概要説明
		(2)建設課 ・補正予算の概要説明
		(3)商工観光課 ・補正予算の概要説明
		(4)下水道課 ・補正予算の概要説明
		(5)農業委員会 ・補正予算の概要説明

★教育民生常任委員会

開催日	8月19日	所管事務調査
開催日	8月19日	所管事務調査
事	件	内容
		(1)町民課 ①高齢者生活支援助成事業について ・補正予算の概要説明
		(2)福祉課 ①子育て世帯臨時特別給付金給付事業について ②新型コロナウイルス感染症予防対策に係る保育対策総合支援事業等について ③敬老会中止に伴う飲食店等利用券の追加交付について ・補正予算の概要説明
		(3)保健衛生課 ・補正予算の概要説明
		(4)学務課 ・補正予算の概要説明
		(5)社会教育課 ・補正予算の概要説明
		(6)スポーツ振興課 ・補正予算の概要説明

★議会運営委員会

開催日	8月25日	事
開催日	8月25日	事
事	件	内容
		(1)会期日程について ①令和4年第3回東北町議会定例会付議事件の概要 ②議会提出案件(予定)等 ③一般質問通告(8月24日正午までに通告)
		(2)請願、陳情等の取り扱いについて

★原子燃料サイクル対策等特別委員会

開催日	7月12日	事
開催日	7月12日	事
事	件	内容
		茨城県那珂市議会(原子力安全対策常任委員会)懇談会

★基地対策特別委員会

開催日	7月1日	事
開催日	7月1日	事
事	件	内容
		表敬訪問(国会議員会館)

★小川原湖環境保全対策特別委員会

開催日	7月5日	事
開催日	7月5日	事
開催日	7月6日	事
開催日	7月6日	事
開催日	7月7日	事
開催日	7月7日	事
事	件	内容
		要望活動(高瀬川河川事務所) 要望活動(東北地方整備局・国土交通省) 表敬訪問(国会議員会館)

★議会広報特別委員会

開催日	7月20日	事
開催日	7月20日	事
事	件	内容
		(1)議会だより第69号の編集について

★全員協議会

開催日	8月5日	事
開催日	8月5日	事
事	件	内容
		第1回 全員協議会



委員長 和田 勇人  
所管事務調査結果  
(8月17日開催)

○総務企画常任委員会



総務課

・東北町表彰規則の改正について

区 分	改 正 (案)
	表彰規則 ※褒賞規則を廃止
該 当 要 件	町の政治、経済、文化、社会、その他各般にわたって町政の振興発展に寄与・町民の模範
対 象 者	個人及び団体
表 彰 の 種 類	<b>【特別功勞表彰】 ※新規</b> ・町長16年以上 ・町議24年以上 ・副町長、教育長、教育委員、農業委員26年以上 ・議会の同意各種委員26年以上 ・町長の任命各種委員35年以上 ・消防団長30-8年以上 ・交通・防犯指導隊長30-8年以上 ・産業・経済・土木30-10年以上 ・社会福祉・民生30-10年以上 ・保健衛生30-10年以上 ・学校医30年以上 ・寄附500万円以上 (団体1000万円以上) ・その他功績が顕著で表彰することが適当である者
	<b>【功勞表彰】</b> ・町長8年以上 ・町議12年以上 ・副町長、教育長12年以上 ・教育委員、農業委員16年以上 ・議会の同意各種委員16年以上 ・町長の任命各種委員24年以上 ・消防正・副団長20-6年以上、団員30年以上 ・交通・防犯正・副隊長20-6年以上、隊員30年以上 ・産業・経済・土木20-6年以上 ・社会福祉・民生20-6年以上 ・保健衛生20-6年以上 ・学校医年20以上 ・寄附200万円以上 (団体300万円以上) ・その他功績が顕著で表彰することが適当である者
	<b>【善行表彰】</b> ・公益に尽力し功績が顕著な者 ・寄付者100万円以上 (団体200万円以上) ・人命救助者 ・非常災害に際し功績があった者 ・発明・発見者 ・その他町民の模範
褒賞、表彰方法	表彰状及び記念品等
実 施 月 日	毎年2月 (文化・スポーツ賞授与式と同日)
審 査 会	東北町表彰審議会
公 表 、 保 存	広報・HP掲載、台帳登録保存 (永久)
基 準 要 綱 等	表彰規則に基づく表彰基準等に関する取扱要領

※表彰の種類中、「○-□年以上」の○は、在職年数を、□は、その団体の長の経歴年数を示す。

・消防団員の処遇改善について

消防団年額報酬（新旧比較表）

階 級	現 行	改正案	差 額
団 長	56,500円	82,500円	26,000円
副 団 長	40,000円	69,000円	29,000円
分 団 長	25,000円	50,500円	25,500円
副 分 団 長	23,000円	45,500円	22,500円
部 長	19,500円	37,000円	17,500円
班 長	16,000円	37,000円	21,000円
団 員	15,000円	36,500円	21,500円

※令和3年4月13日付け消防地第171号の消防長官通知による非常勤消防団の報酬等の基準に基づき、団員階級については年額36,500円を標準とする。

【質疑】 4月に遡るのか、10月1日からになるのか伺いたい。

【回答】 4月に遡って施行いたします。

・令和3年度町税等の収入状況について

(単位：円)

区 分			調 定 額		収 入 済 額		徴 収 率	
			令和3年度	増 減	令和3年度	増 減	令和3年度	増 減
現 年 分	町 民 税	個 人	575,848,521	12,403,912	569,004,207	13,763,544	98.81	0.27
		法 人	66,223,800	3,378,000	66,123,800	3,747,956	99.85	0.60
		計	642,072,321	15,781,912	635,128,007	17,511,500	98.92	0.30
	固 定 資 産 税	908,979,700	60,717,600	898,306,059	61,863,835	98.83	0.22	
	国 有 資 産 市 町 村 交 付 金	22,189,200	△2,349,200	22,189,200	△2,349,200	100.00	0.00	
	警 査 車 税	軽自動車税	66,506,500	1,675,500	64,523,300	1,743,300	97.02	0.18
		環境性割	3,027,200	134,000	3,027,200	134,000	100.00	0.00
	た ば こ 税	158,940,322	15,371,286	158,940,322	15,371,286	100.00	0.00	
	入 湯 税	798,450	△30,750	798,450	△30,750	100.00	0.00	
	国 民 健 康 保 険 税	499,078,000	6,386,300	471,793,129	6,015,896	94.53	△0.01	
現 年 分 計	2,301,591,693	97,686,648	2,254,705,667	100,259,867	97.96	0.20		
滞 納 繰 越 分	町 民 税	個 人	37,479,400	△7,883,147	10,207,178	△1,570,084	27.23	1.27
		法 人	936,156	△184,044	405,600	92,500	43.33	15.38
		計	38,415,556	△8,067,191	10,612,778	△1,477,584	27.63	1.62
	固 定 資 産 税	55,673,076	△10,878,256	9,967,132	△1,268,814	17.90	1.02	
	軽自動車税	7,320,252	△534,373	1,372,980	3,440	18.76	1.32	
	国 民 健 康 保 険 税	150,470,792	△38,266,628	28,411,239	△9,027,114	18.88	△0.96	
	滞 納 繰 越 分 計	251,879,676	△57,746,448	50,364,129	△11,770,072	20.00	△0.07	
合 計	2,553,471,369	39,940,200	2,305,069,796	88,489,795	90.27	2.08		

税務課

○欠損処分

令和2年度

43,881,240円

(2,8338件401人)

令和3年度

55,394,491円

(3,5933件433人)

前年度と比較すると、1

1,513,251円(75

5件37人)の増

○青森県市町村税滞納整理機

構への移管状況

令和2年度

273,901,525円

(127人)

令和3年度

242,700,123円

(106人)

前年度と比較すると、3

1,201,402円(21

人)の減

※令和3年度の新規移管者

は12名、7,080,1

00円

総務課

・補正予算の概要説明

東北支所・選挙管理委員会

・補正予算の概要説明

財政課

・補正予算の概要説明

企画課

・補正予算の概要説明

税務課

・補正予算の概要説明

その他

【質疑】大雨による、デジタル共同受信等の水に濡れて駄目になる電子機器についての被害報告はあがってきていますか。

【回答】デジタル機器についての被害報告は受けていません。

○産業建設常任委員会

(8月18日開催)

委員長 米倉俊男

所管事務調査結果



農林水産課

・生産資材高騰対策について

1. 肥料価格高騰対策事業

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

【対象肥料】

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

【支援内容】

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加

した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

支援金Ⅱ(当年の肥料費)

当年の肥料費×価格上昇率

÷使用量低減率×0.7

※価格上昇率:統計データを基に決定

※使用量低減率:0.9

【申請に必要なもの】

①本年秋肥(令和4年6月

〜10月に注文)、来春春

肥(令和4年11月〜令和

5年5月に注文)の購入

価格がわかるもの(注文

票など)

※本年秋肥と来春春肥

は、それぞれをまとめて、別々に申請してく

ださい。

※注文票のほか、領収書

または請求書が必要で

す。

②化学肥料低減に向けた取

組に2つ以上取り組むこ

と(チェックシートで申

告していただきます。)

【申請方法】

農業者グループ(5戸以

上)で申請してください。

農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。

【スケジュール】

令和4年8月 事業説明会

県段階の組織(申請窓

口)の体制づくり

令和4年10月頃

農業者グループからの申

請(秋肥分)

令和4年12月頃

農業者グループへの支援

金の交付(秋肥分)

令和5年2月頃

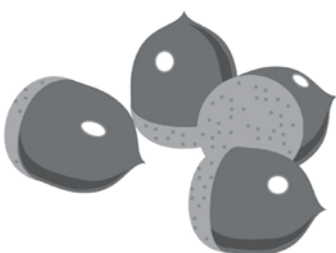
農業者グループからの申

請(春肥分)

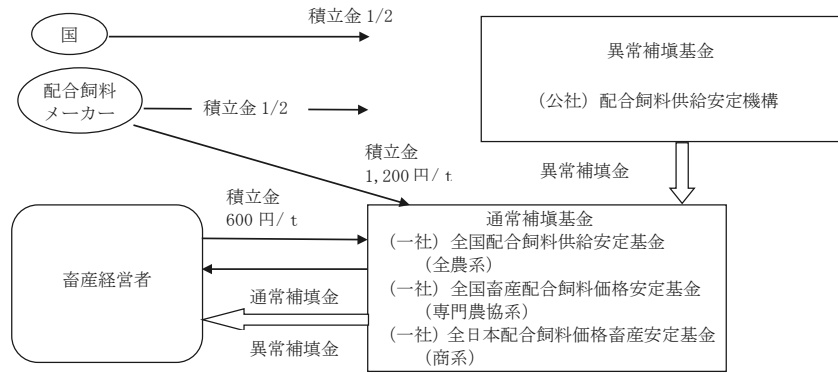
令和5年3月頃

農業者グループへの支援

金の交付(春肥分)



## 2. 配合飼料価格安定制度 【制度の基本的な仕組み】



## 3. 町の対応

・ 県の対策として、原油・原材料価格高騰等対策として農林水産業者に対し機械・設備などの導入経費を1/2以内で補助する事業を実施（7月22日受付終了）

・ 町では当初予算ですでに

生産基盤強化対策として機械、資材導入経費の支援、適正施肥を促すための土壌診断への支援もしている。更に、6月補正で堆肥購入に対する補助率を引き上げて支援を強化している。

## 4. その他

・ 酪農畜産事業の現状と地域が抱える課題について（JAゆづき青森）、8月22日にまちづくりミーティングを開催。

・ 良質な土づくりと減肥をめぐりして緑肥についての講習会（指導農業士会主催）を8月18日に開催。

農林水産課  
・ 補正予算の概要説明

商工観光課  
・ 補正予算の概要説明

・ 補正予算の概要説明

下水道課  
・ 補正予算の概要説明

農業委員会  
・ 補正予算の概要説明

その他

【質疑】肥料価格高騰対策事業を農家にどういう形で伝えるのか教えていただきたい。

【回答】支援金申請体制が決まった段階で、関係機関から農家に周知し申請していただくこととなります。

## 建設課

・ 補正予算の概要説明

・ 補正予算の概要説明

## ○教育民生常任委員会

（8月19日開催）

委員長 沼山浩幸

所管事務調査結果

## 2. 助成金支給対象者

基準日（令和4年10月1日予定）において、町に住民登録をしている65歳以上の高齢者（約6,410人）

## 3. 事業費

(1) 事業費合計

21,817千円

ア 高齢者生活支援助成金 6,410人×

3,000円＝19,

230千円

イ 事務費（需用費、役員費、委託料） 2,

587千円

## 町民課

・ 高齢者生活支援助成事業について

## 1. 事業の概要

コロナ禍における原油価格・物価高騰対策として、65歳以上の高齢者への生活支援を行うため、一人当たり3,000円の助成金を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている高齢者への助成を行うとともに、地域経済の活性化を図る。

【質疑】生活困窮者（住民税非課税者等）の所得制限はいくらか。

【回答】65歳という年金生活者が多いと思いますが、その場合、基準でいくと所得38万円以下の方が非課税となります。収入でいくと年金収入だと120万円の控除額がありますので、158万円以下の方が非課税ということになります。

福祉課

・子育て世帯臨時特別給付金  
給付事業について

1. 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対し給付を行うことで、子育て世帯の生活を支援することを目的として実施する。事業主体が青森県で、事業実施は町が行う。

2. 対象者

0歳から18歳までの子どもを養育する方

3. 給付金額

子ども1人当たり  
25,000円

4. 給付方法等（基準日…令和4年9月30日）

①町から支給される児童手当を受給している0歳から15歳までの子どもの養育者には、児童手当を受給している口座の確認書を発送後、拒否が無ければ送金する。

②高校生養育者及び公務員の方は町に口座情報がないため、申請により支給する。

5. 給付見込

対象見込 2,250人  
×25,000円＝  
56,250,000円

【質疑】所得制限はありますか。  
【回答】児童手当を受給している人が対象なので、児童手当には所得制限の上限がありませんので、所得制限はありません。

【質疑】給付金をもらえない人ともらえない人の比率を教えてください。  
【回答】今現段階で把握している部分では、所得制限により給付金をもらえない人は27名ほどなので、大多数の方々はもらえることとなります。

・新型コロナウイルス感染症  
予防対策に係る保育対策総合  
支援事業等について

1. 事業の概要

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員等の必要な経費を補助することを目的として実施する。

○保育対策総合支援事業

(1)対象者等

保育所、幼保連携型認定こども園の職員等（通常保育）

(2)対象経費

①職員の消毒や清掃等、  
感染症対策業務実施に伴う手当や臨時雇用者賃金等

②マスク、エプロン、手荒れハンドクリーム、  
手袋等の物品購入費

③感染防止用の備品購入費

(3)補助基準（補助率…国1  
／2・町1／2）

1施設当たり  
定員20以上59人以下  
400,000円以内

1施設当たり  
定員60人以上  
500,000円以内

○子ども・子育て支援交付金  
事業

(1)対象者等

延長保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業の職員等

(2)対象経費

①職員の消毒や清掃等、  
感染症対策業務実施に伴う手当や臨時雇用者賃金等

②マスク、エプロン、手荒れハンドクリーム、  
手袋等の物品購入費

③感染防止用の備品購入費

(3)補助基準（補助率…国1  
／3・県1／3・町1／3）

延長保育  
定員20以上59人以下  
200,000円以内

定員60人以上  
250,000円以内

一時預かり  
1施設当たり  
300,000円以内

地域子育て拠点1施設当たり  
300,000円以内

病児保育事業  
1施設当たり  
300,000円以内

2. 事業期間

令和5年3月31日まで  
敬老会中止に伴う飲食店等利用券の追加交付について  
敬老会は75歳以上の方々を対象に、例年9月上旬に北総合運動公園トレーニングセンターで、約500名の参加者のもと開催されていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から昨年、一昨年と開催を見合わせていました。

今年度においては、開催を検討しておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、中止することといたしました。

つきましては、その代替事業として、昨年度と同様に高齢者飲食店等利

用券に追加で1,000円分の利用券を交付することといたします。

- 利用券事業費見込  
3,000人×  
1,000円＝  
3,000,000円

町民課

- ・補正予算の概要説明

福祉課

- ・補正予算の概要説明

保健衛生課

- ・補正予算の概要説明

学務課

- ・補正予算の概要説明

社会教育課

- ・補正予算の概要説明

スポーツ振興課

- ・補正予算の概要説明

その他

【質疑】PCR検査キットや抗原キットの配布事業は行っているか。また施設が必要であれば、配布可能なのか。

【回答】PCR検査キットは保育所、介護施設、学校等の利用者、従事者等には要望があれば配布するという事業は行っております。抗原検査キットの配布事業は県では行っておりますが、町では行っておりません。

【質疑】保育園の休園等について、各保育園の対応に共通の基準はあるか。

【回答】様々なケースで状況もいろいろ違うので、一律にこうしましょうというのは難しいと思います。実際町で各保育所の状況を全て把握しているわけではないので、普段から園児や保護者と接している園長さんと相談しながら、休園期間等の対応方法を決めているというのが現状です。

特別委員会報告

○原子燃料サイクル対策等特別委員会

- (1)令和3年6月23日開催
- (2)令和3年7月12日(委員派遣)
- (3)令和4年3月10日開催
- (4)令和4年4月20日～22日

委員長 沼山英隆 (委員派遣) 調査の概要と結果



(1)令和3年6月23日

本特別委員会は、役場議員控室において、町側から町長、副町長及び担当課長の出席を求め、視察研修について、を議題とし開催しました。

町側から視察先についての説明があり、令和3年7月12日に六ヶ所村次世代エネルギーパーク(国際核融合エネルギー)

ルギー研究センター)を視察することに決定しました。

(2)令和3年7月12日

六ヶ所村次世代エネルギーパーク(国際核融合エネルギー研究センター)について、視察を行いました。

○視察研修目的

原子力発電と次世代エネルギーとされる、核融合による発電を比較調査することを目的とする。

○視察研修内容

六ヶ所核融合研究所の概要説明

スーパーコンピュータ視察

LIPAc遠隔制御室視察

原形炉R&D棟視察

ブランケット工学試験棟視察

(3)令和4年3月10日

本特別委員会は、役場議員控室において、町側から町長、副町長及び担当課長の出席を求め、視察研修について、を議題とし開催しました。

町側から視察先についての説明があり、令和4年4月20日から4月22日まで、福島第一原子力発電所(福島県)と、国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構(千葉県)について視察を行いました。

町側から視察先についての説明があり、令和4年4月20日から4月22日まで、福島第一原子力発電所(福島県)と、国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構(千葉県)を視察することに決定しました。

○町を代表する町長、議長の二人に同行していただくようお願いする。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、まん延防止、緊急事態宣言、または視察先等で受け入れできない場合は、中止または変更する。

(4)令和4年4月20日～22日

福島第一原子力発電所(福島県)と、国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構(千葉県)について視察を行いました。

○視察研修目的

福島第一原子力発電所の現状と課題及び被ばく医療施設の状態、並びに重粒子線治療について学び、町民の安心安全確保の取り組みに生かすため。





○視察研修内容

【福島第一原子力発電所】  
発電所の現状と課題について

【量子科学技術研究開発機構】  
被ばく医療と重粒子線治療について

○基地対策特別委員会

(1) 令和3年7月5日

(委員派遣)

(2) 令和3年7月12日開催

(3) 令和3年10月12日開催

(4) 令和3年12月8日開催

(5) 令和3年12月21日～23日

(委員派遣)

(6) 令和4年5月10日開催

(7) 令和4年6月30日～7月1日

日(委員派遣)

委員長 岡山 柏 男

調査の概要と結果



(1) 令和3年7月5日

本特別委員会は、役場本庁舎町長室において、東北防衛局長に対し、在日米軍所属と思われる航空機による低空飛行について、地域住民に不安を与えることの無いよう、町民感情に十分配慮の上、下記3点に留意するよう要請した。

○すみやかに在日米軍に事実関係を確認し、当町及び関係団体に説明すること。

○在日米軍による低空飛行訓練の事実が確認された場合には、日米合同委員会合意事項を遵守するとともに、地域住民に不安を与えないよう米軍当局に申し入れること。

○地域住民に影響を及ぼすような演習・訓練等に際しては、速やかに具体的な演習・訓練内容等について関係機関に事前通報すること。

(2) 令和3年7月12日

本特別委員会は、役場議員控室において、町側から町長・副町長及び担当課長の出席を求め、在日米軍所属と思われる航空機による低空飛行についてを議題とし開催いたしました。下記内容について担当課長より説明がありました。

○経緯について  
令和3年7月3日付けの要請書について  
米軍からの回答要旨  
令和3年7月12日付けの要請書について

○報道資料について  
要請書(案)について

(3) 令和3年10月12日  
本特別委員会は、役場議員控室において、町側から町長・副町長及び担当課長の出席を求め、令和3年度要望活動についてを議題とし開催いたしました。

要望活動の日程については12月を予定し小川原湖特別委員会とも協議をし調整することに決定いたしました。

(4) 令和3年12月8日

本特別委員会は、役場議員控室において、町側から町長・副町長及び担当課長の出席を求め、米軍三沢基地所属のF-16戦闘機による燃料タンクの投棄及び飛行再開に関する要請についてを議題とし開催いたしました。下記内容について担当課長より説明がありました。

○経緯について  
報道資料について  
要請書(案)について

(5) 令和3年12月21日～23日

三沢飛行場及び航空自衛隊第四補給処東北支処等の運用による障害緩和と生活環境整備に関する要望書について、町側と合同で東北防衛局・防衛省及び青森県選出国会議員に対して要請活動を行いました。

【要望項目】

- ア 住宅防音工事について
- イ 調整交付金の増額と再編関連訓練移転等交付金の交付について
- ウ 岩渡沢川河川改修事業の予算確保について

工 米軍による小川原湖上空での訓練に係る情報提供について

(6) 令和4年5月10日

本特別委員会は、役場議員控室において、町側から町長・副町長及び担当課長の出席を求め、令和4年度要望活動についてを議題とし開催いたしました。

町側から要望活動の日程については6月30日から7月1日を予定し、要望先は東北防衛局・防衛省及び青森県選出国会議員で調整するとの説明がありました。

(7) 令和4年6月30日～7月1日

三沢飛行場及び航空自衛隊第四補給処東北支処等の運用による障害緩和と生活環境整備に関する要望書について、町側と合同で東北防衛局・防衛省及び青森県選出国会議員に対して要請活動を行いました。

【要望項目】

- ア 住宅防音工事について
- イ 調整交付金の増額と再

○小川原湖環境保全  
対策特別委員会

(1) 令和3年10月14日開催  
(2) 令和3年12月20日～23日  
(3) 令和4年2月3日開催  
(4) 令和4年3月22日開催  
(5) 令和4年5月10日開催  
(6) 令和4年7月5日～7日

(委員派遣)

委員長 蛭 沢 正 紀

調査の概要と結果



(1) 令和3年10月14日

本特別委員会は、役場議員  
控室において、町側から町

【質疑】今後PR等も含めて、  
もう少し上げていく可能性は  
あると考えられますが、町と

事務所・東北整備局・国土交  
通省・国会議員会館へ要望活

て要望活動等対面で行う

を議題とし開催いたしました。

- ・合併処理浄化槽（小川原湖  
周辺集落）設置状況につい  
て
- ① 水産多面的機能発揮対  
策事業
- ② しじみ貝種苗生産事業
- ③ うなぎ稚魚放流事業

(2) 令和3年12月20日～23日  
高瀬川（小川原湖）の保全  
と整備に関する要望書につい  
て、町側と合同で高瀬川河川

以下、調査の概要と質疑等  
のありました主なものについ  
て、報告します。

令和4年2月28日まで、  
県庁内の感染症対策とし

- 1. 過去10年間の漁獲量
- 2. 過去10年間の漁獲高
- 3. その他

12月20日は高瀬川河川事務  
所、21日～23日は東北整備  
局・国土交通省・国会議員会  
館に要望活動を予定していま  
す。

調査の方法は、町側から説  
明を求め、その後質疑を行  
いました。

本特別委員会は、役場議員  
控室において、町側から町  
長、副町長及び担当課長の出  
席を求め、令和4年5月10日

以下、調査の概要と質疑等  
のありました主なものについ  
て、報告します。

- 2. 覆砂のモニタリングに  
ついて
- 3. 七戸川大規模特定河川  
改修事業について

(3) 令和4年2月3日  
本特別委員会は、役場議員  
控室において、町側から町  
長、副町長及び担当課長の出  
席を求め、令和3年度要望活  
動の報告について、令和3年  
度青森県への要望活動につ  
いてを議題とし開催いたしま  
した。

イ 七戸川堤防決壊箇所  
の本復旧について  
ウ 七戸川・赤川・土場  
川・砂土路川の維持管理  
の徹底について

調査の方法は、町側から説  
明を求め、その後質疑を行  
いました。

- 1. ウエットランド施工に  
ついて
- 2. 高瀬川水系での国・県の取  
り組みについて

ウ 高瀬川総合水系環境整  
備事業の促進について  
(水質改善対策の推進)

【要望項目】  
ア 七戸川改修事業の推進  
について

たしました。

高瀬川水系での国・県の取  
り組みについて

イ 「流域治水」の促進に  
向けた支援の拡充につい  
て

(4) 令和4年3月22日  
小川原湖流入河川の環境整  
備と保全に関する要望書につ  
いて、町側と合同で青森県  
県土整備部へ要望活動を行  
いました。

川水系での国・県の取り組み  
について、令和3年度要望活  
動についてを議題とし開催い  
たしました。

【回答】ホームページ等には、  
常時掲載しています。多くの  
方に直接見てもらうという  
ことであれば、毎月回覧等は  
一番効果があるのかなと思っ  
ています。

【要望項目】  
ア 高瀬川直轄河川改修事  
業の促進について（高瀬  
川放水路拡幅整備工事の  
早期着工）

場合、来庁者は2名に  
なっているので、感染状  
況を見ながら3月に要望  
書提出予定とする。

編関連訓練移転等交付金  
の交付について

して再度PR等取り組むとい  
う考えはありますか。

動を行いました。

場合、来庁者は2名に  
なっているため、感染状  
況を見ながら3月に要望  
書提出予定とする。

調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。

以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告します。

・合併処理浄化槽（小川原湖周辺集落）設置状況について

【質疑】町全体の普及、若干微増している状況に比べると、周辺集落の普及が何か進んでいないように感じますが、どういうふうなことでしようか。

【回答】合併浄化槽区域、要するに下水道が普及していない地域が小川原湖周辺地域を含めて昨年度全体で28基の合併浄化槽設置ですので、そのうちの3基といった場合、人口比で比較するとほぼ町の平均値と同じぐらいのペースで増えているのかなという形です。

- ・高瀬川水系での国・県の取り組みについて
- 1. ウエットランド施工について
- 2. 覆砂のモニタリングについて

3. 河川の維持管理について

4. 七戸川大規模特定河川改修事業について

5. 高瀬川（七戸川）総合流域防災（加速化対策）事業について

令和4年度要望活動について  
7月5日は高瀬川河川事務所、6日～7日は東北整備局・国土交通省・国会議員会館に要望活動を予定しています。

(6) 令和4年7月5日～7日

高瀬川（小川原湖）の保全と整備に関する要望書について、町側と合同で高瀬川河川事務所・東北整備局・国土交通省・国会議員会館へ要望活動を行いました。

【要望項目】

ア 高瀬川直轄河川改修事業の促進について（高瀬川放水路拡幅整備工事の早期着工）

イ 「流域治水」の促進に向けた支援の拡充について

ウ 高瀬川総合水系環境整備

備事業の促進について（水質改善対策の推進）

エ 適切な河川管理の継続と災害対応の強化（生命・財産・生業の安全安心の確保）

○議会改革特別委員会

(1) 令和4年5月18日開催

委員長 蛭 沢 正 紀  
調査の概要と結果



(1) 令和4年5月18日

本特別委員会は、役員議員控室において、タブレット端末の視察研修内容ついてを議題として開催しました。

以下、調査概要の主なものについて報告します。

○6月17日の福岡市須恵町議会タブレット研修について、須恵町タブレット

端末機使用規程・貸与規程・持込規程を参考に、質問事項等を協議した。

研修内容（案）

① タブレット導入費用の内訳と、導入後の経費削減効果について

② 使用規程第4条の使用禁止事項について

③ 有料サイト閲覧や有料アプリケーションダウンロード等の防止対策はどのようにしているか。（検索範囲を制限・防止アプリを入れるなど。）

④ タブレット収納データの種類・年数・検索方法

⑤ タブレット導入前と導入後の議会運用のメリットとデメリット。

⑥ タブレット導入の流れについて

準備期間スケジュールと導入後本起動するまでのスケジュール

☆お知らせ

東北町テレビ

（東北町自主放送 11チャンネル）

町議会12月定例会

放送予定

（12月上旬）

放送日程や内容は、リモコンの「番組表」ボタンで確認することができます。



## 議会の動き(7~9月)

月日	用務
7月5日	小川原湖環境保全対策特別委員会要望活動 (高瀬川河川事務所)
7月6日 7月7日	小川原湖環境保全対策特別委員会 要望活動 (東北地方整備局、国土交通省) 表敬訪問(国会議員会館)
7月12日	原子燃料サイクル対策等特別委員会 茨城県那珂市議会(原子力安全対策常任委員会)懇談会
7月13日	県下町村議会議員研修会
7月20日	議会広報特別委員会
7月22日	上北郡町村議会議長会 第2回定例会
8月5日	第1回 全員協議会
8月17日	総務企画常任委員会

月日	用務
8月18日	産業建設常任委員会
8月19日	教育民生常任委員会
8月22日	回転翼航空機の体験搭乗
8月25日	議会運営委員会 原子力施設環境放射線等監視評価会議監視委員会
9月1日	定例会(開会)
9月6日	定例会(一般質問)
9月7日	定例会(決算審査特別委員会)
9月8日	定例会(議案審議)



議長 岡山 粕男  
 議会広報特別委員会  
 委員長 和田 勇人  
 副委員長 大崎 昭子  
 委員 沼山 浩幸  
 委員 坂本 直大  
 委員 田嶋 悟  
 委員 斗賀 高太郎  
 TEL0176-56-3111  
 FAX0176-56-3110

今月は「議会だより第70号」  
 をお届けします。  
 本号は、9月定例会を主に  
 編集しましたが、内容の一部  
 を要約しておりますのでご了承  
 承願します。  
 議会広報特別委員会では町  
 民の皆様にご覧いただける紙面作  
 りを心がけております。ご意見、  
 ご要望等がありましたら  
 ご投稿をお願いします。

